

第96期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



場所

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
関西本社会議室（3階）

決議事項

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名
選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取
締役を除く。）の報酬額改定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報
酬額改定の件

株主提案

第6号議案 継続的な価格適正化の検討委
員会の設置に関する定款の一
部変更

目次

第96期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	25
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47

1. 山村グループの基本哲学（フィロソフィ）

基本理念

「事業は人なり」

「商いの基は品質にあり」

「革新なくして未来なし」

存在意義

「人と技術の力で、豊かな社会と快適な生活をつくりだす」

コーポレート・メッセージ

「Heart&Technology」

2. グループ経営ビジョン

「100年先も必要とされる会社」

3. 中期経営計画（第95期～第97期）

「成長に向けた事業基盤の整備」

経営方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 財務基盤の整備② 既存事業を強化する仕組みづくり③ 新しい事業を構築する準備④ 循環型社会の実現に向けた開発⑤ 従業員が誇りを持って働きたいと思える会社づくり |
|---|

証券コード 5210
2025年6月4日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1

日本山村硝子株式会社

代表取締役 山 村 昇
社長執行役員

第96期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamamura.co.jp/ir/shareholder>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5210/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本山村硝子」または「コード」に当社証券コード「5210」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

後記の議決権行使書用紙のご記入方法のご案内をご確認のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第96期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監
査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
<株主提案（第6号議案）>
第6号議案 継続的な価格適正化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

当 社 取 締 役 会 は 第 6 号 議 案 に 反 対 い た し ま す。

※株主提案（第6号議案）に係る議案の要領および当社取締役会の意見は、21頁から23頁に記載のとおりです。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては、当該書面に記載しておりません。

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
3. 連結計算書類の「連結注記表」
4. 計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な株主様は、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに下記メールアドレスまで株主番号、希望されるサポート内容等をご入力 of うえ、ご連絡をお願い申し上げます。

ご連絡先メールアドレス：NYGsokaisupport@yamamura.co.jp



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



インターネットで 議決権を行使される場合

後記のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、余裕をもってご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本株主総会の議案には、当社提案（第1号議案から第5号議案）、株主様の提案（第6号議案）があり、議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりです。

当社取締役会は、株主様の提案である第6号議案には **反対** しております。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

議決権行使書

日本山村硝子株式会社 御中

議決権の数

株主総会日 2025年6月26日

議決権の数

個

私は上記開会の定時株主総会（継続会または仮会の場合も含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 2025年6月 日

議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

当社の取締役会は株主提案に賛成する場合は、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。 日本山村硝子株式会社

会社提案議案

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否
第4号	賛 否
第5号	賛 否

株主提案議案

議案	原案に対する賛否
第6号	賛 否

基準日現在のご所有株式数

株

議決権の数は1株ごとに1個となります。

お 願 い

1. 当社株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により事前に議決権を行使ください。

① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法

② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<https://www.smc.jp/>）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

3. 第2号議案および第3号議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログイン用QRコード

日本山村硝子株式会社

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに賛否をご記入ください。
賛成の場合≫「賛」の欄に○印
反対の場合≫「否」の欄に○印

※第2, 3号議案で一部の候補者を否認する場合≫「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
但し を除く		
第3号	賛	否
但し を除く		
第4号	賛	否
第5号	賛	否

株主提案議案

議案	原案に対する賛否	
第6号	賛	否

次頁のインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

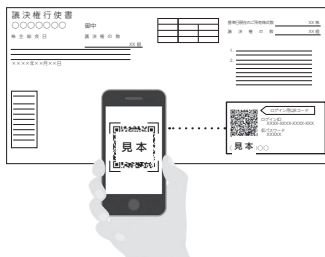
※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛」、株主提案に「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第96期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金105円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、1,123,465,770円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関して、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、異論はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当	
1	やまむら 幸治 山村 幸治	取締役会長 取締役会議長	再 任
2	やまむら のぼる 山村 昇	代表取締役 社長執行役員	再 任
3	こばやし ふみよし 小林 史吉	取締役 専務執行役員 環境室、コーポレート本部、プラスチックカンパニー管掌	再 任
4	みょうじん ゆたか 明神 裕	取締役 専務執行役員 ガラスびんカンパニー、エンジニアリングカンパニー管掌	再 任
5	たぐち ともゆき 田口 智之	取締役 常務執行役員 研究開発センター長、ニューガラスカンパニー管掌	再 任

再 任 再任取締役候補者

候補者番号

1

やまむら

こうじ

山村 幸治

(1962年 9月25日生)

再任		【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 305,000株	取締役在任年数 31年	1991年 6 月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2003年 6 月	同社代表取締役社長 最高執行責任者
			管理本部長	2005年 6 月	同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役会出席状況 13/13回		1994年 6 月	同社取締役 管理本部副本部長	2012年12月	加藤産業株式会社社外監査役（現任）
		1997年 7 月	同社取締役 管理本部長		
		1998年 5 月	同社常務取締役 管理本部長	2017年 6 月	日本山村硝子株式会社代表取締役 社長執行役員
		2000年 2 月	同社常務取締役 プラスチック事業本部長	2025年 4 月	同社取締役会長 取締役会議長（現任）
		2002年 4 月	同社専務取締役		

取締役候補者とした理由

長年、当社の経営トップを務め、経営全般における豊富な経験と実績を有しており、その経験と幅広い見識を活かし、経営を監督する立場として、取締役の役割を果たすことにより、企業価値の向上に寄与するものと判断いたします。

候補者番号

2

やまむら

のぼる

山村 昇

(1966年 8月28日生)

再任		【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 137,951株	取締役在任年数 3年	1992年 4 月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2018年 1 月	同社プラスチックカンパニー社長
		2002年 5 月	株式会社山村製壺所代表取締役社長	2018年 4 月	同社執行役員 プラスチックカンパニー社長
取締役会出席状況 13/13回		2012年 4 月	日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー事業開発部長	2022年 6 月	同社取締役 執行役員 プラスチックカンパニー社長
		2013年 4 月	同社プラスチックカンパニー事業戦略部長	2023年 7 月	同社取締役 執行役員 プラスチックカンパニー社長、グループサステナビリティ推進部管掌
		2014年 4 月	同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部長	2024年 4 月	同社取締役 専務執行役員 プラスチックカンパニー社長、グループサステナビリティ推進部管掌
		2014年12月	同社ガラスびんカンパニー営業本部副本部長	2025年 4 月	同社代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

プラスチック事業のトップをはじめ、ガラスびん営業部門の要職や製びん子会社のトップを歴任するなど、パッケージ事業全般において豊富で幅広い経験と実績を有しております。また、グループサステナビリティ部門管掌を務め、基本哲学やグループ経営ビジョンを率先して創り上げてきたことから、当社グループ全体の戦略立案と実行を通して企業価値の向上に寄与するものと判断いたします。

候補者番号

3

こ ばやし
小林

ふ み よ し
史吉

(1960年 8 月 5 日生)

再任

所有する当社の株式数

29,152株

取締役在任年数

8年

取締役会出席状況

13/13回

〔略歴、地位、担当および重要な兼職の状況〕

1984年 4 月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2018年 1 月	同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌
2010年 4 月	同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部副部長		
2011年 5 月	株式会社山村製壺所代表取締役社長	2020年10月	同社取締役 常務執行役員 コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌
2014年 1 月	日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー社長	2022年 6 月	同社取締役 常務執行役員 コーポレート本部、研究開発センター管掌
2014年 4 月	同社執行役員 プラスチックカンパニー社長	2023年 4 月	同社取締役 常務執行役員 コーポレート本部、研究開発センター、植物事業部管掌
2017年 6 月	同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌、プラスチックカンパニー社長	2024年 4 月	同社取締役 専務執行役員 コーポレート本部、研究開発センター、植物事業部管掌
		2025年 4 月	同社取締役 専務執行役員 環境室、コーポレート本部、プラスチックカンパニー管掌（現任）

取締役候補者とした理由

ガラスびん営業部門やプラスチック事業のトップ、製びん子会社の代表取締役社長を歴任する中、パッケージ事業全般における豊富で幅広い経験と実績を有していることに加え、本社部門、グループ会社を統括していることから、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号		
4	みょうじん 明神 ゆたか 裕	(1961年11月15日生)

再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 28,360株	1984年 4 月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2019年 1 月	同社取締役 執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）
	2008年 4 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部播磨工場長	2020年10月	同社取締役 執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）兼 ガラスびんカンパニー社長
取締役在任年数 8年	2011年 1 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部大阪工場長	2020年12月	同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長
取締役会出席状況 13/13回	2012年 4 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部東京工場長	2022年 4 月	同社取締役 常務執行役員 ガラスびんカンパニー社長
	2013年 1 月	同社ガラスびんカンパニー生産本部長	2024年 4 月	同社取締役 専務執行役員 ガラスびんカンパニー社長
	2014年 4 月	同社執行役員 ガラスびんカンパニー生産本部長	2025年 4 月	同社取締役 専務執行役員 ガラスびんカンパニー、エンジニアリングカンパニー管掌（現任）
	2014年12月	同社執行役員 ガラスびんカンパニー社長		
	2017年 6 月	同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長		

取締役候補者とした理由

主力であるガラスびん事業の技術・生産部門の要職を経てトップを歴任する中、同事業における豊富な経験と実績を有していることに加え、海外関係会社の現地経営に携わるなど、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号		
5	たぐち 田口 ともゆき 智之	(1963年 4月20日生)

再 任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
所有する当社の株式数 13,679株	1986年 4 月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2020年 5 月	山村フォトニクス株式会社代表取締役社長
	2008年 4 月	同社ニューガラスカンパニー社長兼開発部長	2022年 6 月	日本山村硝子株式会社取締役 執行役員 ニューガラスカンパニー社長
取締役在任年数 3年	2010年 4 月	同社ニューガラスカンパニー社長	2025年 4 月	同社取締役 常務執行役員 研究開発センター長、ニューガラスカンパニー管掌（現任）
取締役会出席状況 13/13回	2018年 4 月	同社執行役員 ニューガラスカンパニー社長		

取締役候補者とした理由

ニューガラス事業において開発部門の要職を経て同事業のトップを務め、同事業子会社の代表取締役社長を歴任するなど、同事業や研究開発における豊富な経験と実績を有しており、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と面談を行い、その資質や業務状況の観点から検討いたしました。その結果、本議案に異論はありません。
3. 補償契約について
当社は、山村幸治氏および小林史吉氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。
当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当	
1	さぬき まさよし 佐貫 正義	執行役員 監査等委員会室長	新任
2	こう さか け い こ 高坂佳郁子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	いずみ とよ ろく 泉 豊禄	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	こん たに いつろう 近谷 逸郎		新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

候補者番号	1 さぬき まさよし 佐貫 正義 (1963年8月10日生)		
新任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 1987年 4 月 山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 2023年 4 月 同社執行役員 コーポレート本部 経理部長 2014年 4 月 同社コーポレート本部経理部長 2023年10月 同社執行役員 監査等委員会室長（現任）		
所有する当社の株式数 3,700株			
取締役（監査等委員）在任年数 一年			
取締役会出席状況 －/－回			
監査等委員会出席状況 －/－回			

取締役候補者とした理由

財務・経理部門の要職を歴任し、財務および会計に精通していることに加え、監査等委員会室において豊富な監査・モニタリング業務を経験していることから、適切に経営監視を行うことが可能であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	2 こうさか けいこ 高坂佳郁子 (1976年 9月20日生)		
再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 2002年10月 弁護士登録 2017年 6 月 アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役（現任） 2002年10月 色川法律事務所入所 2018年 3 月 東洋炭素株式会社社外監査役 2009年 1 月 色川法律事務所（現弁護士法人色川法律事務所）社員弁護士（現任） 2018年 6 月 株式会社ファルコホールディングス社外監査役		
社外			
独立			
所有する当社の株式数 2,600株			
社外取締役在任年数 8年			
取締役会出席状況 13/13回			
監査等委員会出席状況 13/13回			

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通されており、客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であると考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、独立した立場から、弁護士としての幅広い知見と豊富な経験に基づき、議案の審議において、法務的な観点からの確な助言をいただくことや業務執行に対する適切な監督等をいただくことに加え、グループガバナンス強化に資する助言や中立的な立場で当社取締役の人事（指名・報酬）の決定について監督いただくことを期待いたしております。

候補者番号

3

いずみ
泉

とよ ろく
豊禄

(1963年2月16日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
6,600株

社外取締役在任年数
8年

取締役会出席状況
13/13回

監査等委員会出席状況
13/13回

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1986年4月	野村不動産株式会社入社	2000年3月	同社代表取締役社長（現任）
1989年12月	アイント・ワ・ビルディング株式会社入社	2013年3月	アイント・ワ・ビルディング株式会社監査役（現任）
1997年3月	同社取締役	2017年6月	日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
1998年3月	同社取締役副社長		
1999年3月	ハクスイテック株式会社取締役		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者として豊富な経験と実績を有しており、その経験と幅広い見識を当社の経営監視に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことに加え、グループガバナンス強化に資する助言や中立的な立場で当社取締役の人事（指名・報酬）の決定について監督いただくことを期待いたしております。

候補者番号

4

こん たに
近谷

いつ ろう
逸郎

(1962年4月26日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数
0株

社外取締役在任年数
一年

取締役会出席状況
－/－回

監査等委員会出席状況
－/－回

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1987年4月	株式会社日本興業銀行入行	2015年10月	日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社業務監理部長
2004年10月	株式会社みずほ銀行東京支店次長		
2007年11月	株式会社みずほコーポレート銀行高松営業部次長	2019年12月	弁護士登録 虎ノ門法律経済事務所
2011年10月	興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）財務部担当部長	2021年2月	青陵法律事務所弁護士（現任）
2013年10月	株式会社みずほフィナンシャルグループコンプライアンスオフィサー	2021年6月	株式会社高知銀行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関における豊富な業務経験に加え、弁護士として幅広い知見と豊富な経験を有しております。その経験と幅広い見識を当社の経営監視に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、独立した立場から、金融関連および法律に関する専門的な知見に基づき、議案の審議において、的確な助言をいただくことや業務執行に対する適切な監督等をいただくことに加え、グループガバナンス強化に資する助言や中立的な立場で当社取締役の人事（指名・報酬）の決定について監督いただくことを期待いたしております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の社外取締役の独立性判断基準につきましては、株式会社東京証券取引所が定めた基準のとおりにしております。
3. 高坂佳郁子、泉豊禄、近谷逸郎の3氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は高坂佳郁子、泉豊禄の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。また、近谷逸郎氏につきましても、新たに株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 高坂佳郁子氏は当社の顧問契約先である弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士ですが、同事務所と当社との間における取引高は僅少（当該事務所の年間売上高に占める割合は1%未満）であり、独立性が確保されているものと判断しております。
5. 高坂佳郁子氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。
6. 責任限定契約について

当社は、定款の定めに基づき、高坂佳郁子、泉豊禄の両氏との間で責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、佐貫正義、近谷逸郎の両氏が選任された場合、新たに当社との間で責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。

本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

第2号議案および第3号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

取締役		企業経営	製造・技術 ・研究開発	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ コンプライ アンス	国際 ビジネス
山村幸治		○			○		○
山村 昇		○		○			○
小林史吉		○		○			
明神 裕			○				○
田口智之		○	○				
佐貫正義 (監査等委員)					○	○	
高坂佳郁子 (監査等委員)	社外					○	
泉 豊禄 (監査等委員)	社外	○					○
近谷逸郎 (監査等委員)	社外				○	○	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月28日開催の第88期定時株主総会において、月額1,200万円以内とご決議いただいております。当該金額内で基本報酬月額および株価連動型報酬を支給するとともに、取締役賞与を支給するときは別途、株主総会においてご決議いただくこととしてまいりました。

今般、業績向上に対するインセンティブを高め、さらなる企業価値向上を図るべく、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を、これまでの取締役賞与に代わるものとして業績連動報酬を加え、基本報酬月額、株価連動型報酬および業績連動報酬で構成するものとし、これらを合計した報酬額について、年額200百万円以内へ変更させていただきたいと存じます。

業績連動報酬については、取締役会で決議する業績指標および算定方法に基づき、支給することといたします。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、現行どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案に関して、監査等委員会から、当該報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

本議案が承認された場合は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「（3）取締役の報酬等の決定方針」に関する内容について、本議案に基づき改定することを予定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き5名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月28日開催の第88期定時株主総会において、月額350万円以内とご決議いただいております。

今般、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の見直しを機に、監査等委員である取締役の報酬額につきましても、年額50百万円以内へ変更させていただきたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案に関して、監査等委員である取締役各氏から、当該報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

本議案が承認された場合は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「（3）取締役の報酬等の決定方針」に関する内容について、本議案に基づき改定することを予定しております。

監査等委員である取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き4名となります。

<株主提案（第6号議案）>

第6号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。

なお、議題、提案の内容および提案の理由は、議題の号数並びに体裁等の形式的な調整を除き、原文のまま記載しております。

第6号議案 継続的な価格適正化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

[提案の内容]

定款に、担当取締役及び社外取締役をメンバーとして、外部アドバイザーの知見も活用しつつ、販売価格の見直し・引き上げによる、事業収益力の向上を図るための検討委員会を設置する旨の規定を追加する。

[提案の理由]

当社の営業利益率は過去10年平均で1～2%台と長らく低迷し、同業の上場企業平均8.5%に比べ大きく見劣りしています。構造改革の効果は表れつつありますが、2026年度のROE見通しは5%と依然低水準で、更なる資本効率の改善が求められます。また、資産面では橋本駅近傍の東京工場などに多額の含み益（数百億円）があるとみられ、実質的な資産性でも名目PBR以上に株式市場から過小評価されており、収益性改善による企業価値評価のテコ入れが急務です。

この中で極めて重要な施策が、価格適正化です。他容器（ペット容器・缶等）も急速な値上げが進み、相対的にガラス瓶の競争力も高まる中、当社の過去の価格上昇は原価上昇に比して抑制され、未だ値上げ余地が十分にあります。当社は国内ガラス瓶シェア4割の市場優位性を活かし、価格決定力を発揮すべきです。今後のコスト高も見据え、収益性改善の取組みをより一層強化するため、価格適正化委員会の設置を提案いたします。

当社取締役会としては、第6号議案に 反対いたします。

(反対の理由)

当社は、成長に向けた事業基盤を整備し、事業収益力の向上を図るべく、社外取締役3名を含む取締役会において中期経営計画を策定し、2023年6月9日に公表いたしました。当社は、当該公表後も事業収益力の向上に継続的に取り組み、これまで、中期経営計画で定めた2024年度・2025年度の損益の見通しをそれぞれ2度にわたって上方修正しております。

また、事業収益力の向上のためには販売価格の引き上げを含めた年度計画の策定が重要であり、当社グループにおいては、各カンパニー及び子会社が、顧客ごとの販売価格の従前の推移、市場の価格動向、需給バランス等を踏まえた販売価格の全体的な引き上げ幅も考慮して年度計画を策定しております。当社の取締役会においては、各カンパニー及び子会社の策定した当該計画を集約した全社的な利益目標が審議されております。そして、利益目標決定後においては、目標値を前提とした全体的な引き上げ幅を勘案しつつ、各カンパニー及び子会社の主導のもと、変化する事業環境の中で顧客ごとに異なるアプローチで対話を重ね、その理解を得ながら販売価格の引き上げを実現しております。そもそも販売価格の引き上げは、市場占有率を前提として一方的に行い得るものではなく、その引き上げにあたっては顧客との対話が重要であり、このような対話に関しては、日常的に顧客と接し、当該顧客の状況を最もよく把握している各カンパニー及び子会社が主導的に対応するのが適切と考えております。

実際に、当社グループにおいては、ガラスびん、プラスチック容器、物流及びニューガラスの各事業につきまして、コストアップ等を踏まえ順次価格改定を実施しております。例えば、ガラスびんについては2021年9月以降4度にわたって価格改定方針を公表し、上記の取り組みの継続等を通じて、販売単価は累計で概ね30%上昇しております。

これらの価格改定や事業構造改革の進展もあり、当社は2023年度には黒字に転換し、上記のとおり、2024年度・2025年度の損益の見通しも2度にわたり上方修正するなど、当社事業の収益力向上は着実に進んでおります。

以上に述べた当社の取り組みを今後も継続することが事業収益力の向上という観点からは有益であり、本株主提案に記載されている「販売価格の見直し・引き上げによる、事業収益力の向上を図るための検討委員会」を設置する必要は無いものと判断いたします。また、販売価格の見直し・引き上げは業務執行に関する事項であり、当該事項についての規定は、会社の根本規範である定款には馴染まないと考えます。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。

当社グループの基本哲学（フィロソフィ）に基づき、経営の透明性・公正性を確保したうえで、迅速・果断な意思決定を行うことで、持続的な成長および中長期的な企業価値向上を図るとともに、株主をはじめ顧客・取引先・従業員等の各ステークホルダーの信頼に応える経営を行っていくことを、基本的な考え方としております。

引き続き、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいります。

事業報告（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費の持ち直しや企業収益の改善がみられ、一部に足踏みもみられますが緩やかに回復しました。一方で、物価上昇の継続等、景気の下振れ懸念があり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような中、山村グループでは3ヵ年の中期経営計画の2年目を迎えました。これからも様々な課題に長期的に挑戦していく事業基盤が肝要であるとの思いをこめて中期経営計画は「成長に向けた事業基盤の整備」をテーマとし、「財務基盤の整備」「既存事業を強化する仕組みづくり」「新しい事業を構築する準備」「循環型社会の実現に向けた開発」「従業員が誇りを持って働き続けたいと思える会社づくり」という5つの経営方針を推進し、グループ一体となって業績向上に取り組んでおります。

こうした環境の下、セグメント売上高は、ガラスびん関連事業が減収となりましたが、プラスチック容器関連事業、物流関連事業、ニューガラス関連事業、その他事業においては増収となり、当連結会計年度の連結売上高は73,337百万円（前期比0.6%増）と増収となりました。

利益につきましては、連結営業利益は3,108百万円（前期比30.2%減）と減益となりました。前連結会計年度は、米国の関連会社からの貸付金が全額返済されたこと等により、持分法による投資利益1,148百万円を計上しましたが、当連結会計年度はそのような特殊要因がなく、持分法による投資利益は111百万円（前期比90.3%減）となり、連結経常利益は3,215百万円（前期比46.9%減）と減益となりました。さらに前連結会計年度に計上した固定資産売却益や関係会社出資金売却益等の特殊要因がなく特別利益が減少し、減損損失等を計上したことにより特別損失が増加しました。また、当社および一部の連結子会社は翌連結会計年度よりグループ通算制度を適用することとしており、繰延税金資産を追加計上したことにより法人税等調整額△626百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,772百万円（前期比77.4%減）と減益となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん関連事業では、価格改定や品種構成の影響で販売単価が上昇したものの、国内ガラスびん業界の出荷量は前期比94.4%となり当社においても減少し、セグメント売上高は47,043百万円（前期比△1.5%減）と減収となりました。セグメント利益は、当社における出荷量・生産量の減少、燃料・動力価格の高止まりに加え、減価償却費や物流費、労務費等の増加により、2,143百万円の利益（前期比△42.3%減）と減益となりました。

② プラスチック容器関連事業

プラスチック容器関連事業では、国内における飲料用キャップの出荷の増加や中国の子会社の販売が好調なことに加え、当社における価格改定による飲料用キャップの販売単価の上昇等により、セグメント売上高は8,269百万円（前期比9.4%増）と増収となりました。セグメント利益は、主に中国の子会社において、販売量が増加したことに伴い生産量増となったこと等により、563百万円（前期比30.9%増）と増益となりました。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、新規営業所開設等による取扱い物量の増加があり、セグメント売上高は14,744百万円（前期比0.6%増）と増収となりました。セグメント利益は、作業・配送効率の改善や不採算案件の取引条件改定等による損益改善により、769百万円（前期比18.1%増）と増益となりました。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、当社における電子部品用ガラスの出荷が堅調に推移し、国内子会社における光通信用キャップ部品の出荷の増加もあり、セグメント売上高は3,107百万円（前期比13.0%増）と増収となりました。セグメント利益は、国内子会社における出荷や生産量の増加、コスト削減等の損益改善により、186百万円（前期は△197百万円の損失）となりました。

その他事業では植物事業を含み、セグメント売上高は172百万円（前期比12.5％増）、セグメント利益は△269百万円の損失（前期は△90百万円の損失）となりました。なお、当連結会計年度より重要性が増したため、山村ＪＲ貨物きらベジステーション株式会社を連結の範囲に含めております。

（２）対処すべき課題

当社グループは基本理念として「事業は人なり」「商いの基は品質にあり」「革新なくして未来なし」を掲げております。そして基本理念、存在意義「人と技術の力で、豊かな社会と快適な生活をつくりだす」、コーポレート・メッセージ「Heart & Technology」からなる山村グループの基本哲学（フィロソフィ）を定めております。この基本哲学を組織全体に浸透させ社会的責任を果たし持続的な成長を実現することにより、株主・取引先・社員・地域社会の信頼と期待にお応えできると確信しております。

当社グループは、「グループ経営ビジョン」を「100年先も必要とされる会社」としており、近年、外部環境の変化が加速している中でこのビジョンを実現するためには、基本哲学を経営の根幹に据えて、事業に取り組むことが大切であると考えております。

これからも様々な課題に長期的に挑戦していくために、足元では「成長に向けた事業基盤の整備」をテーマとする３ヵ年の中期経営計画を策定しております。中期経営計画では以下の５つの経営方針を推進してまいります。

（ⅰ）財務基盤の整備

現在進めている不採算事業からの撤退や不採算製品の整理を着実に進める。資産の有効活用を意識した取り組みにより徹底的に足元固めをする。

（ⅱ）既存事業を強化する仕組みづくり

環境変化の大きい中でも既存事業で収益を確保できる仕組みづくりを行う。

（ⅲ）新しい事業を構築する準備

長期的に成長し続けられるよう、新しい取り組みへの議論を進め、あらゆる観点から準備を行う。

（ⅳ）循環型社会の実現に向けた開発

自社の環境対応にとどまらず、事業化も強く意識し、異業種連携などによって循環型社会や脱炭素社会に向けた開発を加速させる。

(v) 従業員が誇りを持って働きたいと思える会社づくり

グループの「基本哲学」を理解し、関わる全ての人や社会から必要とされ続けることを私たちの誇りとしたい。

上記の経営方針に基づき、次のとおり課題達成に向けて努力してまいります。

① ガラスびん関連事業

国内ガラスびん市場は、少子高齢化による人口減少や他素材容器への転換等による需要減が見込まれています。さらに原燃料や物流費高騰の影響によるコスト上昇は今後も続くものと予測されます。ガラスびん関連事業は品質確保や安定供給のために実施する溶解窯の更新が必要ですが、更新費用も上昇しているため、更新後は減価償却費の増加が見込まれます。このような状況において、山村グループの主力事業としてグループ内の連携を強化しながら収益体質の確立に取り組んでまいります。そのため、変動する需給バランスに対応した最適な製造販売体制を構築してまいります。また、生産支援システムや省人化設備の導入拡大等により人材不足対策に取り組んでまいります。開発分野に関しましては、多様化する市場と環境面のニーズに応えるため、高付加価値品の開発や脱炭素社会に向けた技術開発に取り組んでまいります。

② プラスチック容器関連事業

国内のプラスチックキャップ事業では、市場と顧客の動向を注視し、スピーディで効率のよい生産体制を構築してまいります。プラスチック環境問題に対しては環境に配慮した製品の開発や、ペットボトルキャップのリサイクル活動を企業、自治体、学校等とも協力しながら推進しております。2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）では、「TEAM EXPO 2025」のパビリオンで当社のペットボトルキャップのリサイクル活動について展示をいたします。また、原料および各種資材の供給不足や価格変動による製造コストの変動が予想されますが、様々な取り組みにより安定調達やコスト削減を図り、収益力の強化に取り組んでまいります。海外においては、子会社や提携先との連携によりアジアでの販売強化を目指してまいります。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、幅広い事業範囲で蓄積したノウハウを活かしながら、既存事業拡大と新規顧客の獲得に取り組んでまいります。また、今後の事業拡大に対応するためのコア人材の確保と育成強化に努めてまいります。さらに、グループ内の相乗効果による新規業務の受託と輸送ネットワークの構築を図るとともに、既存業務の効率化や品質向上の取り組み等により、利益体質の強化を進めてまいります。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、世界情勢や市場の変動の激しい中、当社の主力分野である半導体周辺のエレクトロニクス関連および燃料電池等の環境エネルギー関連において営業活動強化や生産技術開発に取り組み、グローバルに事業の拡大を目指してまいります。国内子会社においては、高速通信・半導体・センサーおよび映像用製品の販売拡大による事業拡大に努めてまいります。

⑤ その他事業

その他事業の植物事業では、生産性の改善と営業力強化による事業拡大を推進してまいります。また、機能性野菜の品種や栽培方法等の研究開発を継続し発展させてまいります。

・海外事業におきましては、経済成長が見込まれるアジア地域を中心に、当社および当社の関係会社等を通じ業容の拡大を進めてまいります。

・研究開発センターにおきましては、新規技術開発として産官学連携等を活用した技術開発を進めております。医療やエレクトロニクス、エネルギー分野等において新たな収益源となるよう製品化を目指し、新規事業を早期に立ち上げできるように取り組んでまいります。

山村グループは全社をあげて課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金として4,900百万円をシンジケートローン、長期借入金、および無担保社債の発行により調達いたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,048百万円であり、その主なものは次のとおりです。

当 社	東 京 工 場	ガラスびん溶解窯更新・生産設備更新および新設
	播 磨 工 場	ガラスびん生産設備更新

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 93 期 (2022年3月期)	第 94 期 (2023年3月期)	第 95 期 (2024年3月期)	第 96 期 (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	64,291	68,138	72,874	73,337
営 業 損 益 (百万円)	444	△142	4,452	3,108
経 常 損 益 (百万円)	△4,652	△2,957	6,059	3,215
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益 (百万円)	△9,651	△3,007	12,261	2,772
1 株当たり当期純損益 (円)	△944.97	△294.52	1,200.73	271.54
総 資 産 (百万円)	97,366	87,599	94,144	94,853
純 資 産 (百万円)	40,214	37,488	51,593	54,377

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
山村ロジスティクス株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
山 村 倉 庫 株 式 会 社	20	100.0	倉庫業・運送業
星 硝 株 式 会 社	18	100.0	ガラスびん、日用品の仕入・販売
中 山 運 送 株 式 会 社	20	100.0	倉庫業・運送業
山村プラスチックプロダクツ株式会社	20	100.0	プラスチックキャップ等の製造
山村フォトリクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
株 式 会 社 山 村 製 壺 所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売
山村J R貨物きらべジステーション株式会社	100	51.0	農産物の生産・加工・販売
展誠(蘇州)塑料製品有限公司	836	100.0	プラスチックキャップの製造・販売
山村インターナショナル・タイランド	40	74.0	ガラスびん等の仕入・販売

(7) 主要な事業内容

事 業 内 容	主 要 製 品 等
ガ ラ ス び ん 関 連 事 業	ガラスびん、製びん機、搬送装置等
プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連 事 業	プラスチック容器
物 流 関 連 事 業	輸送・保管、構内作業等
ニ ュ ー ガ ラ ス 関 連 事 業	エレクトロニクス用ガラス、ガラス部品
そ の 他 事 業	農産物

(8) 主要な営業所および工場

当 社	関 西 本 社	兵庫県尼崎市西向島町15番 1	
	東 京 本 社	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号	
	営 業 所	東 部 営 業 部	(東京都新宿区)
		西 部 営 業 部	(尼崎市)
		西 日 本 営 業 所	(福岡市)
	工 場	ガ ラ ス び ん	東京工場 (相模原市)
			埼玉工場 (熊谷市)
			播磨工場 (兵庫県加古郡)
		プラスチック容器	関西プラント (兵庫県加古郡)
			宇都宮プラント (宇都宮市)
		ニ ュ ー ガ ラ ス	鳴尾浜プラント (西宮市)
			尼崎プラント (尼崎市)
		エンジニアリング	(尼崎市)
子 会 社	山村ロジスティクス株式会社	本 社	(尼崎市)
	山 村 倉 庫 株 式 会 社	本 社	(尼崎市)
	星 硝 株 式 会 社	本 社	(東京都港区)
	中 山 運 送 株 式 会 社	本 社	(茨木市)
	山村プラスチックプロダクツ株式会社	本 社	(尼崎市)
	山村フォトニクス株式会社	本 社 ・ 工 場	(横浜市)
	株 式 会 社 山 村 製 壘 所	本 社 ・ 工 場	(西宮市)
	山村J R貨物ぎらベジステーション株式会社	本 社 ・ 工 場	(福井県大飯郡)
	展誠(蘇州)塑料製品有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)
	山村インターナショナル・タイランド	本 社	(タイ)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	650名	1名減
プラスチック容器関連事業	210	5名減
物流関連事業	770	11名増
ニューガラス関連事業	149	4名減
その他の事業	12	8名増
全社（共通）	75	2名増
合計	1,866	11名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
750名	増減なし	45.1歳	21.8年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
シンジケートローン（注）	9,396
株式会社三菱UFJ銀行	7,062
株式会社三井住友銀行	1,400

（注）シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものです。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,145,249株（前期末比 増減なし）
 (3) 当事業年度末の株主数 7,266名（前期末比 953名減）
 (4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主（上位10名）は、次のとおりです。

株 主 名	持 株 数	持株比率
M U R A K A M I T A K A T E R U	990 ^{千株}	9.26 [%]
日 本 山 村 硝 子 取 引 先 持 株 会	724	6.77
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 株 式 付 与 E S O P 信 託 口 ・ 8 0 1 3 1 口 ）	477	4.46
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	425	3.97
株 式 会 社 M I 2	399	3.73
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	395	3.70
山 村 幸 治	305	2.85
日 本 山 村 硝 子 従 業 員 持 株 会	258	2.42
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	229	2.14
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	227	2.13

- (注) 1. 当社は、2025年3月31日現在、自己株式445千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・8 0 1 3 1口）が保有する当社株式は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	山 村 幸 治	社長執行役員 加藤産業株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 史 吉	専務執行役員 コーポレート本部、研究開発センターおよび植物事業部 管掌
取 締 役	明 神 裕	専務執行役員 ガラスびんカンパニー社長
取 締 役	山 村 昇	専務執行役員 プラスチックカンパニー社長、グループサステナビリティ 推進部管掌
取 締 役	田 口 智 之	執行役員 ニューガラスカンパニー社長
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	水 田 好 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 善 雄	株式会社巴川コーポレーション 代表取締役社長 学校法人城北学園 理事長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役 東洋炭素株式会社 社外取締役 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役 (監査 等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	泉 豊 禄	ハクスイテック株式会社 代表取締役社長 アイアンドエフ・ビルディング株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 井上善雄氏、取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏、取締役 (監査等委員) 泉豊禄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 2025年4月1日付で代表取締役山村幸治氏は、代表取締役 社長執行役員から取締役会長に、取締役山村昇氏は、取締役 専務執行役員から代表取締役 社長執行役員に、取締役田口智之氏は、取締役執行役員から取締役 常務執行役員に、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役 (監査等委員) 井上善雄氏の兼職先である株式会社巴川コーポレーションおよび学校法人城北学園と当社との間に、特別な関係はありません。
4. 取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏は当社の顧問契約先である弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士ですが、同事務所と当社との間における取引高は僅少 (当該事務所の年間売上高に占める割合は1%未満) であり、独立性が確保されているものと判断しております。また、兼職先であるアジア太平洋トレードセンター株式会社、東洋炭素株式会社および株式会社ファルコホールディングス

と当社との間に、特別な関係はありません。

5. 取締役（監査等委員）泉豊禄氏の兼職先であるハフスイテック株式会社およびアイアンドエフ・ビルディング株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、水田好彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役（監査等委員）水田好彦氏は、長年にわたり当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
8. 2025年3月31日現在、当社は、取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	82 (-)	82 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	27 (14)	27 (14)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち、社外取締役）	109 (14)	109 (14)	- (-)	- (-)	9 (3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与を含む）を64百万円支給しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月28日に開催された定時株主総会の決議により月額1,200万円以内（決議時の員数4名）としており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会の決議により月額350万円以内（決議時の員数4名）としております。

（3）取締役の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬については「取締役報酬規則」により算定方法を定めており、基本報酬としての基本報酬月額と株価連動型報酬、業績連動報酬としての取締役賞与とで構成しております。

基本報酬月額については、取締役の役位・管掌業務等に応じた基準により代表取締役社長執行役員 山村幸治が決定しております。株価連動型報酬については、基本報酬月額に役位別係数を乗じた額を金銭報酬として決定し、役員持株会を通して市場から自社株式

を取得することとしております。

「取締役報酬規則」は取締役会の決議により定めております。代表取締役 社長執行役員への委任については、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」にて定めております。なお、委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うにあたり、代表取締役 社長執行役員が適している旨判断したためであります。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

取締役賞与については、親会社株主に帰属する連結当期純利益を基本として、株式配当額と配当後の内部留保率を勘案して算定することとしております。これは株主の皆様への利益還元を最優先としたうえで健全な財政状態の維持を重視する方針によるものです。株主総会の決議を経て決定された賞与総額は各取締役の基本報酬月額に応じて配分することとしております。なお、当連結会計年度に支給した取締役賞与はありません。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

取締役（監査等委員）井上善雄氏は、取締役会13回のうち12回、監査等委員会13回のうち12回、および指名・報酬委員会8回のうち7回に出席いたしました。独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社の事業の概要を十分に把握した上で、投資案件の様々な局面での検討時には実務経験を踏まえた助言を行っております。経営戦略の検討に有益な指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また監査等委員として取締役、執行役員との面談や会計監査人とのコミュニケーション等を踏まえ、グループガバナンス強化に資する助言を行っております。さらに当事業年度から発足した指名・報酬委員会において、経験に基づく貴重な意見とともに、当社取締役人事（指名・報酬）について客観的・中立的な立場で検討を行う等、当社の経営全般に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、取締役会13回、監査等委員会13回および指名・報酬委員会8回の全てに出席いたしました。独立した立場から、弁護士としての幅広い知見と豊富な経験に基づき、法務的な観点から当社の議案に関連する契約書の締結において、重要な項目にかかる留意点の助言や事業リスクへの対応についての的確な指摘を行うなど、業務執行に対して適切な監督を行っております。また監査等委員として取締役、執行役員との面談や会計監査人とのコミュニケーション等を踏まえ、グループガバナンス強化に資する助言を行っております。さらに当事業年度から発足した指名・報酬委員会において、的確な意見とともに、当社取締役人事（指名・報酬）について客観的・中立的な立場で検討を行う等、当社の経営全般に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

取締役（監査等委員）泉豊禄氏は、取締役会13回、監査等委員会13回および指名・報酬委員会8回の全てに出席いたしました。独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、海外拠点に係る管理や運営状況について実務経験を踏まえた助言を行っております。経営戦略の検討に有益な指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また監査等委員として取締役、執行役員との面談や会計監査人とのコミュニケーション等を踏まえ、グループガバナンス強化に資する助言を行っております。さらに当事業年度から発足した指名・報酬委員会において、経験に基づく貴重な意見とともに、当社取締役人事（指名・報酬）について客観的・中立的な立場で検討を行う等、当社の経営全般に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

（5）責任限定契約に関する事項

当社は、2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が各取締役（監査等委員）との間で締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

(6) 補償契約に関する事項

当社は、代表取締役山村幸治氏および取締役小林史吉氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(7) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	69百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち一部の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の事由に該当し、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合において、監査等委員による協議の結果、解任を相当と判断したときは、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会が、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認めたとき、または会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決議に基づき、当該案件を株主総会に提出いたします。

(備考) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,409	流 動 負 債	19,435
現 金 及 び 預 金	10,791	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,400
受取手形、売掛金及び契約資産	19,705	短 期 借 入 金	5,348
商 品 及 び 製 品	7,002	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,142
仕 掛 品	405	未 払	1,871
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,714	未 払 法 人 税 等	495
前 払 費 用	195	未 払 消 費 税 等	383
そ の 他	647	未 払 費 用	1,009
貸 倒 引 当 金	△52	賞 与 引 当 金	806
固 定 資 産	54,444	役 員 賞 与 引 当 金	63
有 形 固 定 資 産	26,340	製 品 保 証 引 当 金	83
建 物 及 び 構 築 物	5,396	そ の 他	831
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,186	固 定 負 債	21,041
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,056	社 債	857
土 地	10,415	長 期 借 入 金	16,167
建 設 仮 勘 定	285	リ ー ス 債 務	563
無 形 固 定 資 産	441	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,818
そ の 他	441	繰 延 税 金 負 債	49
投 資 そ の 他 の 資 産	27,662	そ の 他	584
投 資 有 価 証 券	2,865	負 債 合 計	40,476
関 係 会 社 株 式	21,901	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 出 資 金	103	株 主 資 本	51,505
長 期 貸 付 金	434	資 本 金	14,074
長 期 前 払 費 用	82	資 本 剰 余 金	16,592
退 職 給 付 に 係 る 資 産	774	利 益 剰 余 金	22,369
繰 延 税 金 資 産	1,094	自 己 株 式	△1,530
そ の 他	641	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,276
貸 倒 引 当 金	△235	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,104
繰 延 資 産	0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	108
そ の 他	0	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,513
資 産 合 計	94,853	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△449
		非 支 配 株 主 持 分	△405
		非 支 配 株 主 持 分	△405
		純 資 産 合 計	54,377
		負 債 純 資 産 合 計	94,853

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上 高 価						73,337
売 上 原 価						59,174
売 上 総 利 益						14,163
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						11,055
営 業 利 益						3,108
営 業 外 収 益						618
受 取 利 息				11		
受 取 配 当 金				59		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益				111		
そ の 他 用 意 金 等				435		
営 業 外 費 用						510
支 払 税 利 公 課 他				213		
そ の 他				86		
				210		
経 常 利 益						3,215
特 別 利 益						635
固 定 資 産 売 却 益				4		
投 資 有 価 証 券 売 却 益				128		
関 係 会 社 清 算 益				57		
補 助 金 収 入				445		
特 別 損 失						1,596
固 定 資 産 売 却 損				18		
固 定 資 産 廃 棄 損				55		
固 定 資 産 圧 縮 損				411		
減 損 損 失				913		
支 払 補 償 金				112		
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額				83		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益						2,254
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						557
法 人 税 等 調 整 額						△626
当 期 純 利 益						2,324
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失						448
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						2,772

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年 4 月 1 日 期首残高	14,074	16,625	20,549	△1,566	49,683
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△816		△816
親会社株主に帰属する当期純利益			2,772		2,772
自己株式の取得				△785	△785
自己株式の処分		△17		821	803
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△32			△32
連結範囲の変動			△118		△118
利益剰余金から資本剰余金への振替		17	△17		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△32	1,820	35	1,822
2025年 3 月31日 期末残高	14,074	16,592	22,369	△1,530	51,505

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年 4 月 1 日 期首残高	960	76	844	△134	1,746	163	51,593
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△816
親会社株主に帰属する当期純利益							2,772
自己株式の取得							△785
自己株式の処分							803
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△32
連結範囲の変動							△118
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	143	32	1,669	△315	1,530	△568	961
連結会計年度中の変動額合計	143	32	1,669	△315	1,530	△568	2,783
2025年 3 月31日 期末残高	1,104	108	2,513	△449	3,276	△405	54,377

(備考) 当連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,399	流 動 負 債	17,065
現金及び預金	5,902	支払手形	2
受取手形、売掛金及び契約資産	12,674	短期借入金	5,408
電子記録債権	3,603	1年内返済予定の長期借入金	2,600
商品及び製品	6,047	1年内償還予定の社債	4,334
仕掛品	268	リース負債	1,142
原材料及び貯蔵品	1,207	未払金	124
前払費用	53	未払法人税等	616
短期貸付金	360	未払事業費	247
未収入金	102	未払消費税	63
その他の金	209	未払費用	174
貸倒引当金	△30	契約負債	308
固 定 資 産	48,228	預賞金	298
有 形 固 定 資 産	23,883	賞与引当金	33
建物	4,443	設備引当金	558
構築物	428	製品環境対策の引当金	1,038
機械及び装置	8,087	固定負債	83
車両運搬具	11	社債	3
工具、器具及び備品	914	長期借入金	26
土地	9,819	退職給付引当金	18,462
建設仮勘定	178	繰上り返済の金	857
無 形 固 定 資 産	406	負債合計	15,002
ソフトウェア	91		272
その他の資産	315		2,038
投資その他の資産	23,938		291
投資有価証券	2,695		35,527
関係会社株式	17,657	(純 資 産 の 部)	
関係会社出資金	940	株 主 資 本	42,255
長期貸付金	433	資本剰余金	14,074
関係会社長期貸付金	1,205	資本準備金	17,229
長期前払費用	67	利益剰余金	17,229
前払年金費用	533	その他の利益剰余金	12,482
繰延税金資産	952	固定資産圧縮積立金	12,482
その他の金	185	繰越利益剰余金	867
貸倒引当金	△732	自己株式	11,614
資 産 合 計	78,627	評価・換算差額等	△1,530
		その他の有価証券評価差額金	844
		繰延ヘッジ損益	1,095
		純資産合計	△250
		負債純資産合計	43,099
			78,627

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上 高						47,153
売 上 原 価						36,293
売 上 総 利 益						10,859
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						9,207
営 業 利 益						1,652
営 業 外 収 益						1,361
受 取 利 息				22		
受 取 配 当 金				892		
そ の 他				445		
営 業 外 費 用						499
支 払 利 息				209		
そ の 他				290		
経 常 利 益						2,513
特 別 利 益						128
投 資 有 価 証 券 売 却 益				128		
特 別 損 失						960
固 定 資 産 廃 棄 損				55		
関 係 会 社 株 式 評 価 損				101		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額				498		
減 損 損 失				107		
支 払 補 償 金				112		
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額				83		
税 引 前 当 期 純 利 益						1,681
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						124
法 人 税 等 調 整 額						△365
当 期 純 利 益						1,922

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		
2024年 4 月 1 日 期首残高	14,074	17,229	－	969	10,424	△1,566	41,131
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△101	101		－
剰余金の配当					△816		△816
当期純利益					1,922		1,922
自己株式の取得						△785	△785
自己株式の処分			△17			821	803
利益剰余金から資本剰余金への振替			17		△17		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△101	1,190	35	1,123
2025年 3 月31日 期末残高	14,074	17,229	－	867	11,614	△1,530	42,255

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
2024年 4 月 1 日 期首残高	963	△287	676	41,807
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△816
当期純利益				1,922
自己株式の取得				△785
自己株式の処分				803
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	131	37	168	168
事業年度中の変動額合計	131	37	168	1,292
2025年 3 月31日 期末残高	1,095	△250	844	43,099

(備考) 当計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 盛子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 盛子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

日本山村硝子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 水 田 好 彦 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 善 雄 ㊞

監 査 等 委 員 高 坂 佳 郁 子 ㊞

監 査 等 委 員 泉 豊 禄 ㊞

(注) 監査等委員井上善雄、監査等委員高坂佳郁子及び監査等委員泉豊禄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町15番1

場所 **日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階）**

電話 06-4300-6000（代）



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

■ 阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩 6 分

（東改札口を出て、出屋敷線を南にお進みください）

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。